

有資格請負業者 各位

契 約 検 査 課

社会保険等加入対策について

このことについて、本市の建設工事において元請負業者及び一次下請負業者を社会保険等加入業者とする取り組みを進めてまいりますので、御協力よろしくお願いいたします。

1. 水戸市が発注する建設工事の元請負業者と社会保険等未加入業者との一次下請負契約締結を原則禁止とします。

- (1) 社会保険等（健康保険，厚生年金保険，雇用保険）に加入義務があるにもかかわらず，加入していない建設業者（社会保険等未加入業者）と一次下請負契約している元請負業者（受注者）に対して，加入指導を行います。

なお，概ね 30 日以内に加入改善が確認できない場合は，入札参加資格停止及び工事成績評定減点の措置を行います。

- (2) 元請負業者（受注者）が社会保険等未加入業者と一次下請負契約締結を禁止する条文を追加し，建設工事請負契約書約款の改正を行います。

※ 法令により，一人親方の個人事業主など，もともと社会保険等に加入義務がない建設業者との一次下請負契約は適用除外となります。

2. 施行期日 平成31年7月1日以降の公告・指名から適用します。

※ 例外として，次のいずれかに該当する場合は，社会保険等未加入業者であっても一次下請契約を締結することができます。

- (1) 災害等に伴う応急工事を緊急に行う場合や，特殊な技術や設備等を必要とする工事で，そうした技術等を有する者と下請負契約を締結しなければ工事の施工ができない場合などで，特別な事情があると発注者が認めた場合。

- (2) 発注者が指定する期間（概ね 30 日）に，社会保険等の加入があった場合。

### 3. 平成30年10月1日以降に公告・指名する建設工事への取り組み

(上記2の施行期日までの間)

- (1) 監督員は、施工体制台帳及び再下請負通知書記載の建設業者が社会保険等未加入業者に該当するか否かを確認し、一次下請負業者に未加入業者がいた場合、元請負業者（受注者）に対して加入要請を行います。
- (2) 主管課は、一次下請負業者の未加入改善が見られない場合（概ね30日）、元請負業者（受注者）に対して再度の要請を行います。

#### ※ 社会保険加入に関する元請負業者（受注者）の役割等について

元請負業者（受注者）の方は、下請負業者及びその労働者の社会保険等への加入を促進するため、国の定めた「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン（平成28年7月一部改訂）」に規定された元請企業としての役割について、適切に取り組みいただきますようお願いいたします。

- (1) 下請企業選定時に状況を確認し、加入義務があるのに未加入の場合は加入指導を行う。
- (2) 作業員名簿等により、加入義務があるのに未加入の作業員がいた場合は、作業員名簿を作成した下請企業に加入指導を行う。